

- 1 公売は現況有姿により行うものであるため、現況、権利関係、関係公簿等を確認した上で公売に参加してください。
- 2 公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 3 入札しようとする公売財産が不動産である場合には、入札等しようとする者（その者が法人である場合には、その役員）、又は自己の計算において入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）は、国税徴収法第99条の2の規定に基づき、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ、入札等を行うことができません。この陳述は、所定の陳述書を提出していただくことにより行います。

なお、入札等しようとする者又は自己の計算において入札等をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せて提出してください。
- 4 公売不動産の最高価申込者等について、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。
- 5 前記3の陳述書は、入札書の提出までに提出してください。陳述書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札が無効となりますので正確に記載してください。

また、岡山県市町村税整理組合不動産等公売における暴力団排除要綱第2条第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者及び暴力団員等が役員となっている法人その他の団体は、公売財産を買い受けることはできません。

入札等しようとする者（その者が法人である場合には、その役員）は、前記3に係る陳述書のほか、最高価申込者、次順位買受申込者は、「誓約書」に自署押印の上、提出していただきます。
- 6 入札者に国税徴収法第108条各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
- 7 公売保証金の提供は現金（岡山手形交換所管内の銀行が振出した小切手を含む。ただし、振出の日から起算して8日を経過していないもの。なお、小切手で納付する場合は、所定の手数料を要する場合があります。）に限ります。
- 8 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。
- 9 所定の入札書により、入札を行う公売財産の売却区分番号ごとに入札してください。
- 10 入札者は、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることはできません。また同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 11 入札価額を訂正した入札書は無効として取扱います。
- 12 見積価額以上の入札者等のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
- 13 最高価額の入札者が複数あるときは、開札の日に、開札に引き続いてそれらの者による追加入札を行います。追加入札は、期日入札による方法により行います。追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後2年間、公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。
- 14 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。次順位買受申込者に該当する入札者が2名以上あり、これらの者から次順位による買受けの申込みがある場合は、くじにより次順位買受申込者を決定します。また、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。

- 15 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。
- 16 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- 17 公売財産の取得時期は、買受代金の全額を納付したときです。ただし、登録、承認、許可等を必要とする財産は、それぞれ登録、承認、許可等を得たときになります。
- 18 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び岡山市町村税整理組合には、担保責任等は生じません。
- 19 公売財産の権利移転について登記（登録）を要することから、買受代金納付後、速やかに岡山市町村税整理組合管理者に対し、所有権移転登記（登録）を請求するとともに、権利移転に伴う費用（登録免許税額に相当する印紙又は領収証書（登録免許税法第23条）若しくは自動車検査登録印紙等、登記識別情報通知等の郵送料等）を後記21の期日までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものも後記21の期日までに完了してください。
- 20 公売財産が滞納者等に保管されているときは、岡山市町村税整理組合が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、売却決定通知書の交付により、岡山市町村税整理組合から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。なお代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払いを求められることがあります。
- 21 前記19については、別途交付する「所有権移転登記請求書」又は「所有権移転登録請求書」と共に売却決定の日時（令和4年8月31日）までに提出してください。
- 22 危険負担の移転時期は、公売財産に係る買受代金の全額を納付したときです。ただし、登録、承認、許可等が権利移転の効力要件とされている財産については、それぞれ登録、承認、許可等のあったときに危険負担が買受人に移転します。買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失などによる損害の負担も買受人が負うことになり、公売財産の種類又は品質に関する不適合があった場合も同様となります。また、買受人は、公売財産の返品、交換及び買受代金（公売保証金を含みます。）の返還を求めることもできません。
- 23 土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- 24 岡山市町村税整理組合は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して引渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。
- 25 土地上の残置物や不動産内の動産等の処理については、その所有者と協議してください。（動産等は公売の対象外です。）
- 26 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的調査は行っておりません。
- 27 代理人が入札する場合は、委任状が必要となります。
- 28 数人が共同して入札する場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者及び各人の持分を定め、共同入札代表者の届出書兼持分内訳書を作成し、公売保証金提供（納付）の際に提出してください。
- 29 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等、登記識別情報通知の郵送料等）は、買受人の負担となります。
- 30 前記3に係る陳述書に陳述すべき事項について虚偽の陳述をした場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- 31 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 32 公売財産が農地等の場合、農地等の入札には農業委員会等が、交付する「買受適格証明書」の提出が必要です。提出がないときは公売に参加できません。
- 33 公売財産が農地等の場合、買受人は、代金納付後に農地法による許可の申請、協議又は届出の手続きを行い農業委員会等が交付する「許可書」、「協議が成立した旨の記載した通知書」、「受理通知書」を提示するとともに「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。なお、許可又は届出が受理されな

った場合には、譲渡の効力は生じません。

34 買受代金の納付は現金（岡 hands 手形交換所管内の銀行が振出した小切手を含む。ただし、振出の日から起算して8日を経過していないもの。なお、小切手で納付する場合は、所定の手数料を要する場合があります。）又は執行機関が指定する金融機関の口座への振込に限ります。

35 公売公告の内容は、岡山市町村税整理組合でその写しを閲覧することができます。

36 公売財産に関わる図面・地図・写真等は、次の場所で閲覧することができます。

閲覧場所1 岡山市北区今二丁目2番1号 岡山市町村振興センター内

岡山市町村税整理組合

閲覧場所2 岡山市美作市栄町38番地2 美作市役所 税務課

及び美作市各総合支所 地域福祉係

37 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しません。

そ
の
他
の
事
項